

【税・社会保険料額試算の表示】

① 所得税

■ 計算式は以下のとおりです。

$$\text{所得金額（所得税）} = \text{総所得金額(⑥)} - (\text{国民健康保険料(②)} + \text{介護保険料(③)} + \text{後期高齢者医療制度(④)} + 480000(\text{所得税基礎控除}))$$

※所得金額（所得税）がマイナスになった場合、0円とする

$$\text{所得税} = \text{所得金額（所得税）} \times \text{税率} - \text{控除額}$$

通番	所得金額（所得税）	税率	控除額
1	～195万円	5%	0円
2	195万円～330万円	10%	97,500円
3	330万円～695万円	20%	427,500円
4	695万円～900万円	23%	636,000円
5	900万円～1,800万円	33%	1,536,000円
6	1,800万円～4,000万円	40%	2,796,000円
7	4,000万円～	45%	4,796,000円

② 国民健康保険料

■ 計算式は以下のとおりです

<受給開始年齢を 60 歳～64 歳と設定した場合>

$$\text{国民健康保険料} = (1)\text{医療分} + (2)\text{支援金分} + (3)\text{介護分}$$

<受給開始年齢を 65 歳～74 歳と設定した場合>

$$\text{国民健康保険料} = (1)\text{医療分} + (2)\text{支援金分}$$

※受給開始年齢が 75 歳以上の場合、0円とする。

(1)医療分の算出 ※上限は 65 万円

$$\text{医療分} = \text{均等割} + \text{所得割}$$

項目名	金額
均等割	医療分均等割額(42100)×加入者数(単身者前提のため1)
所得割	(総所得金額(⑥)-医療分基礎控除額(430000))×医療分所得割料率(0.0716)

(2)後期高齢者支援金分の算出 ※上限は 20 万円

後期高齢者支援金分=均等割+所得割

項目名	金額
均等割	後期高齢者支援金分均等割額(13200)×被保険者数(単身者前提のため1)
所得割	(総所得金額(⑥)-後期高齢者支援金分基礎控除額(430000))×後期高齢者支援金分所得割料率(0.0228)

(3)介護分の算出 ※上限は 17 万円

介護分=均等割+所得割

項目名	金額
均等割	介護分均等割額(16600)×加入者数(単身者前提のため1)
所得割	(総所得金額(⑥)-介護分基礎控除額(430000))×介護分所得割料率(0.0204)

③ 介護保険料

■ 計算式は以下のとおりです。

<受給開始年齢：65歳未満>

介護保険料は0円となります。

<受給開始年齢：65歳以上>

対象者	介護保険料 (年額)
総所得金額(⑥)が125万円未満	84480円
総所得金額(⑥)が125万円以上250万円未満	92160円
総所得金額(⑥)が250万円以上375万円未満	107520円
総所得金額(⑥)が375万円以上500万円未満	119040円
総所得金額(⑥)が500万円以上625万円未満	142080円
総所得金額(⑥)が625万円以上750万円未満	160560円
総所得金額(⑥)が750万円以上1000万円未満	188160円
総所得金額(⑥)が1000万円以上1500万円未満	222720円
総所得金額(⑥)が1500万円以上2500万円未満	253440円
総所得金額(⑥)が2500万円以上3500万円未満	268800円
総所得金額(⑥)が3500万円以上	284160円

※単身者で年金収入のみの前提で計算しているため、東京都新宿区が定める介

護保険料段階の第1段階～第5段階には対応していません。

④ 後期高齢者医療制度

■ 計算式は以下のとおりです。

<受給開始年齢：75歳未満>

後期高齢者医療制度の保険料は0円となります。

<受給開始年齢：75歳>

後期高齢者医療制度の保険料＝均等割＋所得割

※上限は66万円

項目名	条件	金額
均等割	通番2～4の条件以外の場合	後期高齢者医療制度保険料均等割額 (46400)×加入者数(単身者前提のため 1)
	「総所得金額(⑥)- 高齢者 特別控除(150000)」が43万 円以下の場合(7割軽減)	後期高齢者医療制度保険料均等割額 (46400)×加入者数(単身者前提のため 1)×0.3
	「総所得金額(⑥)- 高齢者 特別控除(150000)」が71.5 万円以下の場合(5割軽減)	後期高齢者医療制度保険料均等割額 (46400)×加入者数(単身者前提のため 1)×0.5
	「総所得金額(⑥)- 高齢者 特別控除(150000)」が95万 円以下の場合(2割軽減)	後期高齢者医療制度保険料均等割額 (46400)×加入者数(単身者前提のため 1)×0.8
所得割	通番6～7の条件以外の場合	(総所得金額(⑥)- 後期高齢者医療制度 保険料基礎控除(430000)) ×後期高齢者医療制度保険料所得割料 率(0.0949) ※値が0未満の場合、0とする。
	「総所得金額(⑥)- 後期高 齢者医療制度保険料基礎控 除(430000)」が15万円以下 (5割軽減)	(総所得金額(⑥)- 後期高齢者医療制度 保険料基礎控除(430000)) ×後期高齢者医療制度保険料所得割料 率(0.0949)×0.5 ※値が0未満の場合、0とする。
	「総所得金額(⑥)- 後期高 齢者医療制度保険料基礎控 除(430000)」が20万円以下	(総所得金額(⑥)- 後期高齢者医療制度 保険料基礎控除(430000))

(2.5 割軽減)	× 後期高齢者医療制度保険料所得割料率(0.0949)×0.75 ※値が 0 未満の場合、0 とする。
-----------	--

⑤ 住民税

■ 計算式は以下のとおりです。

<総所得金額(⑥)が住民税非課税金額(45 万円)以下の場合>

住民税は 0 円となります。

<総所得金額(⑥)が住民税非課税金額(45 万円)を超える場合>

所得金額(住民税) = 総所得金額(⑥) - (国民健康保険料(②) + 介護保険料(③)
+ 後期高齢者医療制度(④) + 430000(住民税基礎控除))

住民税 = 所得金額(住民税) × 住民税率(0.1) + 住民税均等割(5000)
- 調整控除額

・ 調整控除額の計算式

所得金額(住民税)	控除額
200 万円以下	A、B のいずれか少ない金額の 5% (2500 円または所得金額(住民税) × 0.05 円) A : 5 万円(人的控除額の差の合計額) B : 所得金額(住民税)
200 万円超	(5 万円(人的控除額の差の合計額) - (所得金額(住民税) - 200 万円)) × 0.05 ※値が 2500 未満の場合、2500 とする。

⑥ 総所得金額

■ 計算式は以下のとおりです。

総所得金額=年金額×割合-控除額

受給開始年齢	年金額	割合	控除額
65 歳未満	(年金の合計額が 600,000 円までの場合は総所得金額は 0 円となります。)		
	600,001 円から 1,299,999 円まで	100%	600,000 円
	1,300,000 円から 4,099,999 円まで	75%	275,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	85%	685,000 円
	7,700,000 円から 9,999,999 円まで	95%	1,455,000 円
	10,000,000 円以上	100%	1,955,000 円
65 歳以上	(年金の合計額が 1,100,000 円までの場合は総所得金額は 0 円となります。)		
	1,100,001 円から 3,299,999 円まで	100%	1,100,000 円
	3,300,000 円から 4,099,999 円まで	75%	275,000 円
	4,100,000 円から 7,699,999 円まで	85%	685,000 円
	7,700,000 円から 9,999,999 円まで	95%	1,455,000 円
	10,000,000 円以上	100%	1,955,000 円